

## 2. 安全安心対策工事（その1）について

### (1) バリアフリー化改修工事の概要

#### ①整備水準

バリアフリー化改修工事を行うにあたっては、関係法令、国等の設計基準、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催要件を基本とし、既存施設で実施可能な整備水準を定め対応しました。

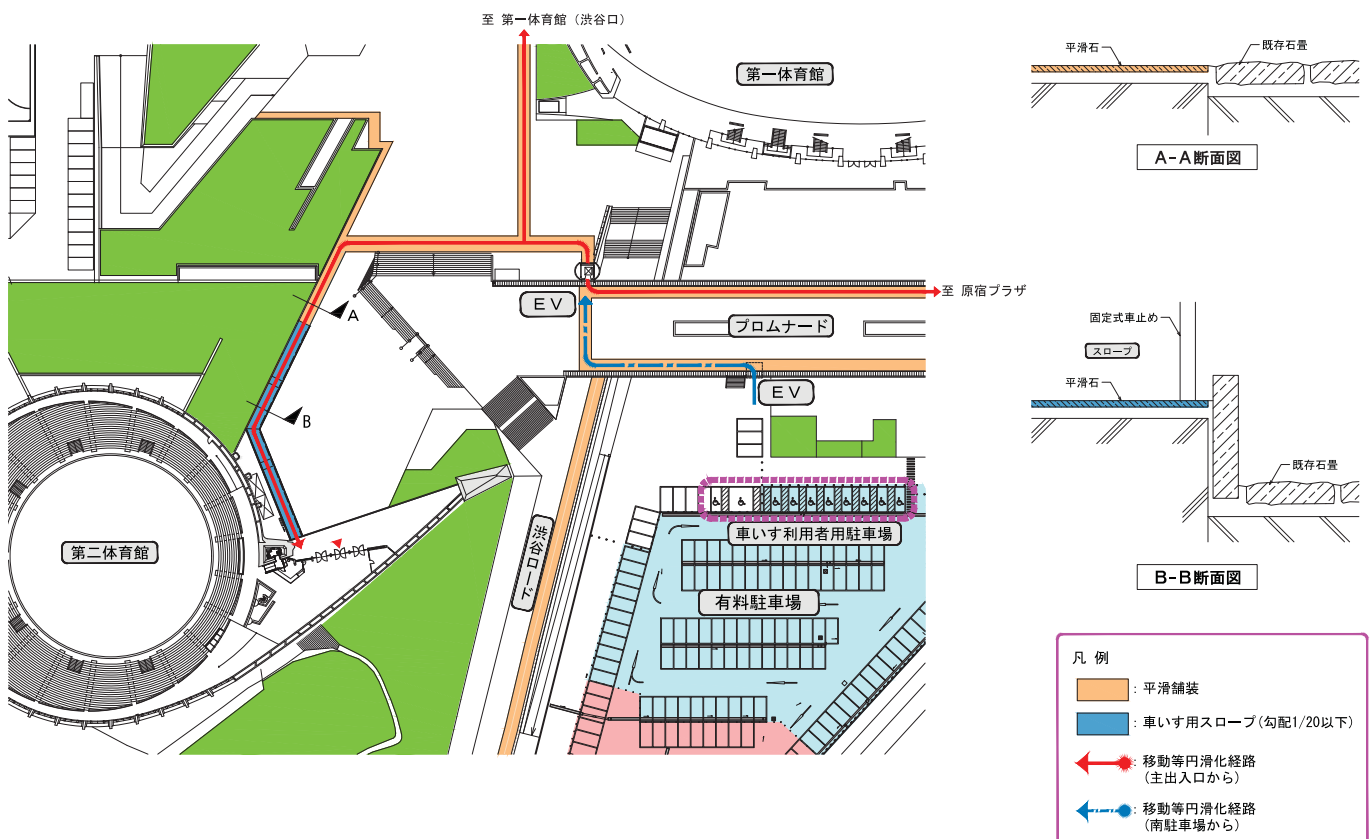
#### ②アクセシブルルートの整備

国立代々木競技場の敷地内通路は、凹凸のある石畳みであり、なおかつ、高低差があることから、車いすでの移動が困難でした。

そのため、主要な門から建物入口まで、幅2.4mの平滑な通路を整備しました。また、高低差については、勾配の緩やかなスロープを整備して誰もが利用しやすい環境としました。

○移動等円滑化経路の整備水準

<b>通路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者がすれ違える幅2.4mを平滑化する。</li> <li>段差を設けない。</li> </ul>
<b>階段</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>段鼻と周囲の色の対比を明確にする。</li> <li>二段式手すりを設ける。（高さ：上段85cm、下段65cm）</li> <li>手すりには点字表示を設ける。</li> <li>階段の上端、下端、踊場に点字ブロックを設ける。</li> </ul>
<b>スロープ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープ勾配を屋外は1/20以下、屋内は1/14以下とする。</li> <li>二段式手すりを設ける。（高さ：上段85cm、下段65cm）</li> <li>手すりには点字表示を設ける。</li> <li>スロープの上端、下端、踊場に点字ブロックを設ける。</li> </ul>
<b>出入口</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>扉の有効幅を85cm以上とする。</li> <li>段差を設けない</li> </ul>



### ③選手更衣室の整備

選手更衣室に車いす利用者が使用できる多目的トイレ及びシャワー室を設置しています。

また、出入口扉は、競技用車いすに対応するため、有効開口幅を1,060mm以上確保しています。

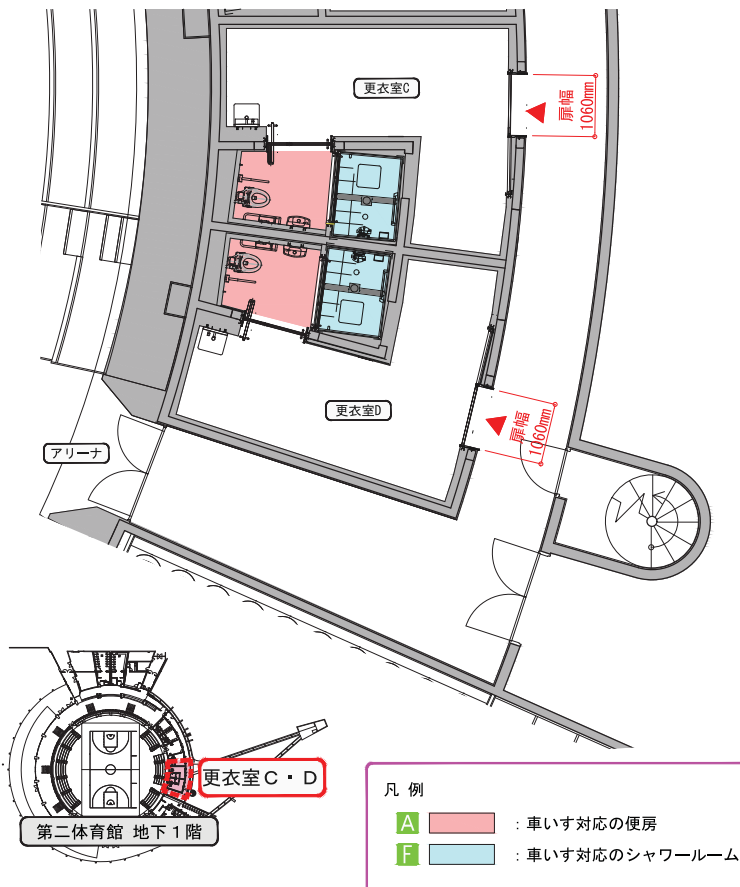
### ④トイレ等の整備

多目的トイレ（車いす利用者等）を1階コンコースに1か所、地下1階アリーナレベルに1か所整備しました。多目的トイレには、車いすで利用できるスペース等を確保するほか、オストメイト用設備、ベビーベッド、ベビーチェア、フィッティングボードを設置しています。

これに加え、一般のトイレにも多目的トイレの機能を補完するためにベビーベッド、ベビーチェア、フィッティングボードを各1か所のトイレブース内に設置しています。

### ④階段手すり等の整備

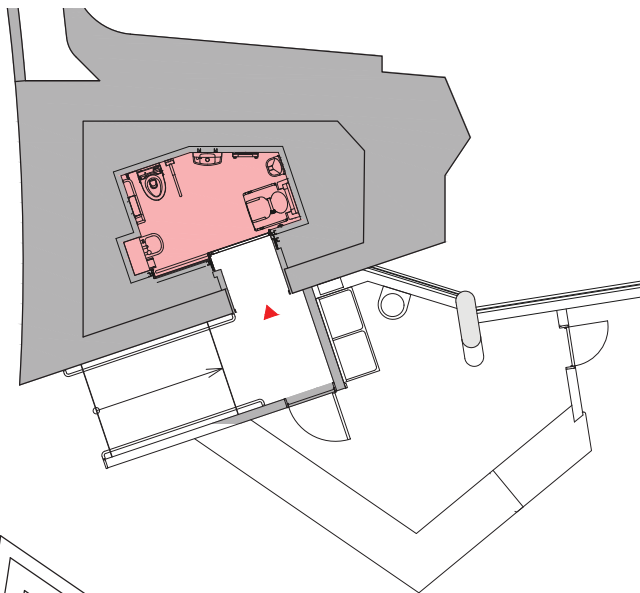
階段及びスロープ部の安全対策として、手すりの設置と段差の分かりやすさの改善を行いました。



車いす対応のトイレ・シャワー



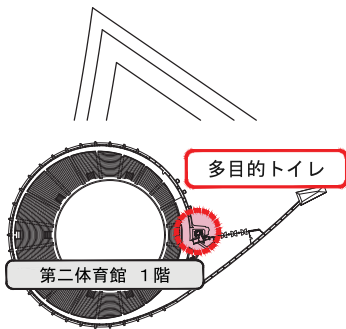
改修後 更衣室C



改修後 1階多目的トイレ前スロープ



改修後 1階多目的トイレ



多目的トイレ

第二体育館 1階

凡例  
A : 多目的トイレ

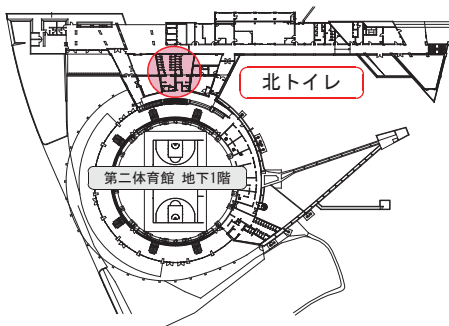
国立代々木競技場 第二体育館

1F 多目的トイレ拡大図



改修後 地下1階多目的トイレ

凡例  
A : 多目的トイレ  
B : 個別機能を備えた便房  
C : 一般の便房  
D : 手すり (小便器・洗面器)



北トイレ

第二体育館 地下1階

国立代々木競技場 第二体育館

地下1階北トイレ拡大図

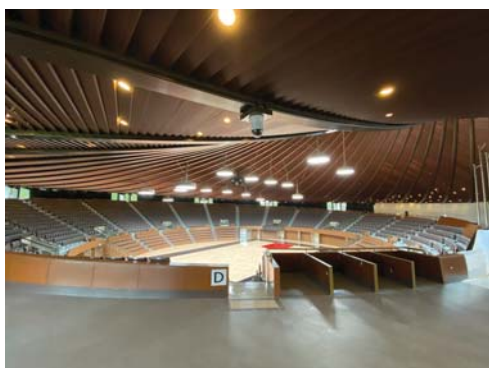
## (2) セキュリティー機能強化改修工事の概要

### ① 監視設備の整備

敷地内、建物内のセキュリティー機能強化のため、監視設備の整備を行いました。

監視カメラは、第二体育館内に7台設置しています。機能は、高解像度、360度水平回転、40倍のズーム機能を持ち、夜間の撮影も可能にしています。

映像は、管理関係諸室でリアルタイムに監視することができ、また、録画機能も持ち、事後の確認も可能としています。



1階 観客席監視カメラ



地下1階 ロビー監視カメラ

## 3. 安全安心対策工事（その2）について

### (1) 施設・設備の安全対策工事の概要

#### ① 施設の安全対策の概要

屋根・外壁の老朽化により、雨水の漏水が発生していました。このため、屋根・外壁の塗装等改修工事を実施しました。

#### ② 設備の安全対策工事の概要

施設・設備の安全対策工事を行うにあたっては、関係法令、国等の設計基準を基本とし、安全対策の整備水準を定め対応しました。

主な整備内容は、機械設備が空調設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設備、自動制御設備の更新、電気設備が中央監視設備、幹線設備、動力設備、電灯コンセント設備、通信設備、火災報知・防排煙設備の更新を行いました。

また、地球温暖化対策の取り組みとして、老朽化した機器等の更新にあたっては、アリーナ照明のLED化をはじめ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で定められた基準を満たした機器を導入しています。